

公 共 事 業 の 事 後 評 価 書
(農業農村整備事業等(補助事業分)の完了後の評価)

平成 1 6 年 3 月

農 林 水 産 省

1 評価の対象とした政策

事業完了後、原則としておおむね5年を経過した補助事業地区のうち、事業主体の協力を得られた次の地区を対象として、完了後の評価を実施した。

事業名	評価実施地区数
かんがい排水事業	13
ほ場整備事業	21
土地改良総合整備事業	9
畑地帯総合整備事業	6
畑地帯開発整備事業	2
農道整備事業	12
農業集落排水事業	12
農村総合整備事業	10
農村振興総合整備事業	2
農村地域再編整備事業	3
地域用水環境整備事業	7
中山間総合整備事業	11
農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業	10
農地防災事業	20
農地保全事業	8
農村環境保全対策事業	5
海岸保全施設整備事業（農地）	3
草地畜産基盤整備事業	7
畜産基盤再編総合整備事業	4
畜産環境総合整備事業	8
合 計	173

2 評価を担当した部局及びこれを実施した期間

本評価は、各地方農政局（北海道については農村振興局及び生産局、沖縄県については沖縄総合事務局。以下同じ。）において、平成15年4月～平成16年3月までの期間に実施した。各事業ごとの評価担当、及び各地方農政局における担当窓口は、別添3に示すとおりである。

3 評価の観点	本評価においては、農業情勢その他社会経済情勢の変化や地域農業の振興方向等に照らして当該事業の内容が妥当であったか、費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化や事業効果の発現状況など有効性、効率性等の観点から総合的に評価を行った。
4 政策効果の把握の手法及びその結果	政策効果については、事業主体から提供のあった評価に関する基礎資料等をもとに、「農業農村整備事業等補助事業評価（期中・完了後）実施要領」に基づき、事業実施のもたらす効果について点検を行い、その結果については、評価結果（別添１）のとおりである。
5 学識経験を有する者の知見の活用に関する事項	各地区ごとの評価及び各事業ごとの評価に際しては、各地方農政局ごとに学識経験者で構成する事業評価第三者委員会（以下「第三者委員会」という。）を設け、専門的見地からの意見を聴取し、客観性及び透明性の確保を図った。 各事業ごとの第三者委員会の意見は、評価結果（別添１）のとおりである。 各第三者委員会の委員構成は、別添２に示すとおりである。 なお、第三者委員会の議事概要等については、各地方農政局のホームページにおいて掲載している。
6 評価を行う過程において使用した資料その他の情報に関する事項	評価を行う過程において使用した資料は、各事業主体より収集した個別地区の資料及び評価地区別資料等であり、これらの閲覧及び本評価結果に関する問い合わせ先は、別添３に示すとおりである。
7 評価の結果	評価の対象とした事業地区について、評価を実施したところ、各地区とも事業の内容が妥当であり、事業目的に応じた効果の発現が認められたところである。 また、各事業ごとの評価結果については、評価結果（別添１）のとおりである。

評 価 結 果

事業名	かんがい排水事業	対象地区数	13地区
〔評価結果〕 ・用排水路の整備により、灌漑や排水管理に要する農作業時間の軽減や大型農業機械の導入が可能となり、労働時間の削減が図られている。 ・本事業の実施により、付加価値の高い品種への転換や生産性の向上が図られるなど、地域農業経営の安定に寄与している。 ・整備された施設は、土地改良区等により適正に管理されている。 ・環境配慮区間においては、周辺住民等の憩いの場として活用されており、多面的機能を有する農業用水路への認識も高くなってきている。 ・高齢化、後継者不足に伴い、今後、営農組織体制の強化や農地利用集積による農業経営の安定化・高度化を図っていく必要がある。 ・用排水路の整備により、草刈りや底ざらい等の維持管理が軽減されている一方、水辺生物の生息環境に不利な面も生じており、事業の実施に当たっては、自然環境との調和を図っていく必要がある。 （第三者の意見） ・事後評価結果は妥当と認められる。 ・水管理の省力化などの労働時間の節減効果があるが、例えば、作物選択自由度の拡大によって水稲単作から複合経営への転換が可能になり、地域全体の農業生産額が増加したり、認定農業者の育成が図られるなどの効果もあるので把握する必要がある。 ・事業目的に応じた効果の発現が認められるが、農家数の減少、施設の老朽化など将来を見据えた施設の維持保全対策について検討を進めるとともに、施設が有する多面的機能の維持・啓発のため、地域住民が施設の管理に積極的に関わり得る取り組みが望まれる。 ・事業実施にあたり田園環境整備マスタープランに基づいた整備を基本とし、引き続き地域住民の連携のもとに整備を行っていくことが重要と考える。 ・従来の土地改良事業の効果の検証に加えて、生態系や水質等の自然環境、生活環境等の効果についても可能な限り定量化に取り組んでほしい。 ・今後、事後評価地区の選定等、評価の透明性を確保しつつ、評価手法の更なる改善に努められたい。			

評 価 結 果

事業名	ほ場整備事業	対象地区数	21地区
〔評価結果〕 ・農地の区画形状の拡大、整形等により農地の利用集積や営農の機械化が図られ、労働時間の短縮や生産費の縮減が図られている。 ・事業の実施により、農地の汎用化が図られたことにより、作物の栽培条件が改善され、農業の生産性の向上が図られるなど、農業経営の安定に寄与している。 ・ほ場条件の整備により、機械作業や水管理が効率化されるとともに、生産組織が設立され、農地の利用集積が進み、経営の効率化や安定強化に大きく寄与した。 ・非農用地の創設など非農業的土地利用との調整が適切に行われ、地域の土地利用秩序が保たれている。 ・整備された施設は、管理主体により適切に管理されている。 （第三者の意見） ・事後評価結果は妥当と認められる。 ・今後、事後評価地区の選定等、評価の透明性を確保しつつ、評価手法の更なる改善に努められたい。 ・本事業の実施による生産基盤の整備を契機として農地利用集積がかなり高くなったことや営農労力の節減、非農用地区域の創設に伴う住宅団地の整備などは理想的な成果として評価できる。 ・今後の事業実施にあたり田園環境整備マスタープランに基づいた整備を基本とし、引き続き地域住民の連携のもとに整備を行って行くことが重要と考える。 ・事業目的に応じた効果の発現が認められるが、整備された農業生産基盤をより一層有効に活用し、農地の利用集積、新規作物の導入を図り、経営体の育成に努められたい。 ・従来の土地改良事業の効果の検証に加えて、生態系や水質等の自然環境、生活環境等の効果についても可能な限り定量化に取り組んでほしい。 ・生産組織や認定農業者の増加が見られており、事業評価による結果を今後の事業地区の創出に反映させられたい。 ・食料・農業・農村基本法等を踏まえ、事業の必要性について対外的に幅広く理解が得られるようなPRが必要である。			

評 価 結 果

事業名	土地改良総合整備事業	対象地区数	9地区
〔評価結果〕 ・水田の汎用化の進展により、転作作物の作付けが増加となり、土地利用率の維持・向上が図られているとともに、担い手への農地利用集積が図られている。 ・農業用排水施設、暗渠排水等が一体的に整備されたことにより、作物の栽培条件が改善され、農業の生産性の向上が図られるなど、農業経営の安定に寄与している。 ・施設改修による維持管理費の軽減や、水管理の効率化により、農業経営の安定はもとより効率的農業経営の展開と定着化が図られた。 ・大型機械の導入や作業時間の短縮及び農作業の軽減が図られている。 ・農地への冠水被害が軽減し、耕作放棄地も減少している。 ・集落の生活環境が改善されている。 ・整備された施設は、管理主体により適切に管理されている。 ・新規作物を導入するなど、都市住民との連携により農業経営の安定化を図るため、地域での取組が重要である。 （第三者の意見） ・事後評価結果は妥当と認められる。 ・今後、事後評価地区の選定等、評価の透明性を確保しつつ、評価手法の更なる改善に努められたい。 ・今後の事業実施にあたり田園環境整備マスタープランに基づいた整備を基本とし、引き続き地域住民の連携のもとに整備を行っていくことが重要と考える。 ・数字等定量的なデータを用いた簡潔な評価、また定性的な評価の場合は写真による事例やアンケートによる効果の検証等より具体的にかつ簡潔に示すこと。 ・従来の土地改良事業の効果の検証に加えて、生態系や水質等の自然環境、生活環境等の効果についても可能な限り定量化に取り組んでほしい。 ・農業経営の安定に寄与しており、事業評価による結果を今後の事業地区の創出に反映させられたい。			

評 価 結 果

事業名	畑地帯総合整備事業	対象地区数	6地区
〔評価結果〕 ・畑地かんがい施設の整備により、果樹・花卉類などの高付加価値作物への転換並びに単収の増加や高品質化などの生産性の向上が図られている。 ・農道の整備が図られ農産物の集出荷等の営農の利便性が向上している。 ・区画整理の実施により、大型農業機械の導入が促進され、営農労力の軽減、営農時間の短縮が図られ、規模拡大に伴う所得向上が図られている。 ・土砂溜・沈砂池を設置し土砂流出防止による自然環境への負荷軽減が図られている。 ・整備された施設は、土地改良区等により適正に管理されている。 ・高齢化、後継者不足、兼業化に伴い今後、担い手の育成や更なる農地利用集積による農業経営の安定を図っていく必要がある。 （第三者の意見） ・事業目的に応じた効果の発現が認められる。 ・整備された畑かん施設（スプリンクラー等）が事業完了後どの程度利用されているのか把握する必要がある。 ・農産物の品質向上や営農労力の節減が図られており、事業評価による結果を今後の事業地区の創出に反映させられたい。 ・本事業の実施により、生産性向上と環境への負荷軽減等が図られたことは評価できる。 ・事業実施にあたり田園環境整備マスタープランに基づいた整備を基本とし、引き続き地域住民の連携のもとに整備を行っていくことが重要と考える。 ・食料・農業・農村基本法等を踏まえ、事業の必要性について対外的に幅広く理解が得られるようなPRが必要である。 ・従来の土地改良事業の効果の検証に加えて、生態系や水質等の自然環境、生活環境等の効果についても可能な限り定量化に取り組んでほしい。 ・今後、事後評価地区の選定等、評価の透明性を確保しつつ、評価手法の更なる改善に努められたい。			

評 価 結 果

事業名	畑地帯開発整備事業	対象地区数	2地区
〔評価結果〕 ・本事業の実施により、経営面積が拡大、新規作物の導入など畑作の振興が図られたほか、農産物の生産量の増加や生産物の効率化が図られている。 ・本事業で排水路を整備したことにより、ほ場の排水能力が改善され、降雨後の速やかな機械作業が可能となった。 ・整備された施設は、管理主体により適切に管理されている。 ・評価地区にあっては、地域特産品の一層のブランド化と産地拡大が認められた。 ・より安定した農業経営を目指すためにも、さらなる経営の合理化と担い手への農地利用集積を図ることが重要である。 （第三者の意見） ・事後評価結果は妥当と認められる。 ・今後、事後評価地区の選定等、評価の透明性を確保しつつ、評価手法の更なる改善に努められたい。 ・今後の事業実施にあたり田園環境整備マスタープランに基づいた整備を基本とし、引き続き地域住民の連携のもとに整備を行っていくことが重要と考える。			

評価結果

事業名	農道整備事業	対象地区数	12地区
〔評価結果〕 ・農道が整備されたことにより、農作物の輸送効率の向上が図られるなど、営農条件が大幅に改善された他に、地域の生活道路の利便性向上に貢献している。 具体的には ・農協を中心とした輸送体系が整備され、通作時間の短縮が図られた。 ・農地と農業近代化施設等が結ばれ農業生産物や生産資材等の輸送の合理化が図られた。 ・荷傷み防止や防塵の効果が発現している。 ・走行速度が向上し、農耕機械の大型化が図られ車種転換も見られる。 ・地区内に堆肥加工場が建設され、ほ場への堆肥投入量が増加し、地域における資源循環に寄与している。 ・定住化促進、農村地域への工場誘致など、多面的効果も生まれている。 ・整備された施設は、管理主体により適切に管理している。 ・一般交通の増加も見られることから、安全施設の増設等交通安全対策を一層図り、農業従事者の安全確保に留意する必要がある。 （第三者の意見） ・事後評価結果は妥当と認められる。 ・農道整備事業の中にも広域農道（幹線農道）と一般農道のタイプがあり、農道整備事業を包括して評価するのではなく、それぞれの事業種別の特徴を整理して評価する必要がある。 ・今後の事業実施にあたり田園環境整備マスタープランに基づいた整備を基本とし、引き続き地域住民の連携のもとに整備を行っていくことが重要と考える。 ・事業目的に応じた効果の発現が認められるが、事業実施後の営農形態及び社会情勢の変化から明らかとなった課題への対応に努められたい。 ・農道は、農業面だけでなく、生活にかかわる多くの効果を持っているが、特に中山間地域など条件不利地域では、地域全体の農業振興、定住環境整備へと結び付けていくことがより一層求められる。 ・従来の土地改良事業の効果の検証に加えて、生態系や水質等の自然環境、生活環境等の効果についても可能な限り定量化に取り組んでほしい。 ・アンケートの対象者として、実施主体からは課題、問題点を中心に、また、受益者については、事業の有効性、必要性に関する意見を調査する必要がある。 ・広く一般住民からの意見等についてもできれば評価に加えるべき。 ・農道が整備されたことにより、地域の農業振興に寄与していることは評価できる。 ・本事業の実施により、農産物の流通経路が確立されるとともに、農道沿線に農業施設が新たに設置されているなど、農道は十分に活用されている。 ・現在、施設の維持補修と併せて、安全施設の整備が課題となっており、今後ともこれら施設の維持補修や整備に努めていくことが重要である。 ・食料・農業・農村基本法等を踏まえ、事業の必要性について対外的に幅広く理解が得られるようなPRが必要である。			

評 価 結 果

事業名	農業集落排水事業	対象地区数	12地区
〔評価結果〕 ・ 本事業の実施により、農業用排水の水質改善が図られ、耕種農家の労働環境が大幅に改善した。併せてトイレの水洗化が進んだことにより地域住民の生活環境についても大幅に改善した。 ・ 農業集落排水汚泥のリサイクルがなされており、環境への負荷の少ない循環型社会の構築に貢献している。 ・ 集落周辺の水質改善による悪臭及びハエ、蚊が減少した。 ・ 生活排水処理施設の整備により、地域の活性化に寄与するとともに、施設の管理を通じて地域コミュニティの発展に寄与している。 ・ 事業により整備された施設は、町及び管理組合により適切な管理がなされている。 ・ 課題としては、健全な運営管理・築造した施設の有効活用の面から、更なる接続率向上に向けた対策が必要である。 （第三者の意見） ・ 事後評価結果は妥当と認められる。 ・ 今後、事後評価地区の選定等、評価の透明性を確保しつつ、評価手法の更なる改善に努められたい。 ・ 本事業により水質が改善されたこと、また、発生汚泥を堆肥利用し循環型社会への構築に寄与していることは評価できる。 ・ 農業集落排水事業のより一層の推進と未加入者への加入促進対策の検討が必要である。 ・ 事業目的に応じた効果の発現が認められる。なお、整備された施設の機能を十分に発現させるため、利用上の注意点や更なる利用の啓発に努められたい。 ・ 食料・農業・農村基本法等を踏まえ、また、課題に対処するためにも、事業の必要性について対外的に幅広く理解が得られるようなPRが必要である。			

評 価 結 果

事業名	農村総合整備事業	対象地区数	10地区
〔評価結果〕 ・農業生産基盤の整備により農業生産の効率化が図られ営農活動の活性化に繋がっている。 ・また、農村生活環境基盤の整備を生産基盤整備と総合的に進めることにより、生活環境の改善や地域の交流に活かされている。 ・事業の実施を契機に集落営農組織が結成され、地域ぐるみ農業が展開されている。 ・事業を契機として、小学生への環境教育や環境条例等環境への取組が進展している。 ・事業により整備された施設は、管理主体により適切な管理がなされている。 （第三者の意見） ・事後評価結果は妥当と認められる。 ・今後、事後評価地区の選定等、評価の透明性を確保しつつ、評価手法の更なる改善に努められたい。 ・事業目的に応じた効果の発現が認められる。なお、地域農業の持続的発展のため、整備された施設を更に活用し、都市と農村との交流を図りつつ、活力ある地域づくりに努められたい。 ・食料・農業・農村基本法等を踏まえ、事業の必要性について対外的に幅広く理解が得られるようなPRが必要である。			

評 価 結 果

事業名	農村振興総合整備事業	対象地区数	2地区
〔評価結果〕 ・事業において整備した情報ネットワーク・ハード・ソフトを運用して、都市と農村との交流を促進するためホームページを開設し情報を提供したり、農業経営の支援などに活用されている。 ・事業の実施により、ため池周辺の自然環境が保全されている。 ・整備された施設は、管理主体により適切に管理されている。 （第三者の意見） ・事後評価結果は妥当と認められる。 ・本事業による情報基盤整備は、農村地域の情報通信施設の整備に向けたモデル事業として、その役割を発揮していると認められる。更なる利用拡大に努められたい。 ・数字等定量的なデータを用いた簡潔な評価、また定性的な評価の場合は写真による事例やアンケートによる効果の検証等より具体的にかつ簡潔に示すこと。 ・従来の土地改良事業の効果の検証に加えて、生態系や水質等の自然環境、生活環境等の効果についても可能な限り定量化に取り組んでほしい。 ・事後評価の目的を絞り込んで、事後評価のシステムを構築してほしい。 ・事後評価のさらなる分析、充実を望みたい。			

評 価 結 果

事業名	農村地域再編整備事業	対象地区数	3地区
〔評価結果〕 ・事業実施により営農労力の低減がはかれるとともに、水田汎用化により、転作の作物導入が促進されている。 ・事業の実施により土地利用の区分をおこなったため、秩序ある地域開発が可能となっているなど、事業目的に応じた効果発現が見られる。 ・事業を契機に設立された生産組織では、水稻直播栽培への取組拡大や大豆栽培の大規模受託による生産コスト低減や作業効率化・労働負荷の軽減のほか、自家栽培の飼料作物を用いた酪農経営の多角化経営など、地域水田農業の新たな動きが期待できる。 ・現時点において、当該事業の効果は発現している。 （第三者の意見） ・事後評価結果は妥当と認められる。 ・事業目的に応じた効果の発現が認められるが、整備された農業生産基盤をより一層有効に活用し、農地の利用集積、新規作物の導入を図り、意欲と能力のある経営体の育成などに努められたい。			

評 価 結 果

事業名	地域用水環境整備事業	対象地区数	7地区
〔評価結果〕 ・本事業により整備された施設は、農業用水路の機能を保ちながら、親水・景観施設として子どもから老人まで幅広く地域の人々に利用され、やすらぎやゆとり、うるおいを与えており、農業用水の有する地域用水機能が発揮されている。 ・事業の実施により、農業用水の安定供給が確保されたほか、生態系の保全・復元や親水空間の創出が図られるなど、農村地域の生活空間の質的向上にも寄与している。 ・地域住民の意識の向上等に伴うゴミ投棄の減少や農業水利施設の清掃活動等の結果、施設の維持管理の軽減が図られている。 ・本事業により耐震型防火水槽と給水栓が整備され、地域における防災訓練に活用されるなど防災体制の強化と地域住民の防災意識の向上が図られた。 ・整備された施設は、管理主体による維持管理のほか、農業者、周辺住民、NPO等により定期的に清掃活動が行われるなど適切に管理されている。 ・今後とも事業の効果を持続させていくためには、住民との意見交換、情報交換を通じて、相互理解を深めていくことが重要である。 （第三者の意見） ・事後評価結果は妥当と認められる。なお、事業計画段階で、地域住民が農業水利施設の適切な維持保全対策に関わりうるような体制を構築することが望まれる。 ・農業水利施設としての機能を維持しつつ、その周辺空間を利活用して地域と調和した環境整備等を行い、快適な生活環境の創出に貢献していると評価できる。 ・本事業により整備された施設は、子供から老人まで幅広く利活用されている親水・景観・保全施設であり、また、子供たちが環境に親しむ総合学習の場として重要であることから、より一層の利活用が望まれる。 ・環境配慮施設（親水施設等）の評価において、簡便的な方法を用いた評価手法の検討が必要である。 ・今後、事後評価地区の選定等、評価の透明性を確保しつつ、評価手法の更なる改善に努められたい。			

評価結果

事業名	中山間総合整備事業	対象地区数	11地区
〔評価結果〕 ・ 用水路の整備により安定した取水が確保されるとともに、水路の補修費や維持管理労力が軽減されている。 ・ ほ場整備や農道等の一体的な整備により、営農の機械化、経営規模拡大が進み、生産組織又は担い手農家の育成が図られ、生産性の向上に大きく寄与している。 ・ 農道や暗渠排水の整備により作業の効率化と耕地の汎用化が図られ、花卉、野菜類の生産量が増加し品質が向上した。 ・ 農業生産基盤を整備することにより、優良農地の確保と営農効率の向上が図られている。また、地域資源を活かし自然環境に配慮した農村生活環境整備の実施により、地域内のコミュニケーションや都市との交流が活発化するなど、中山間地域の活性化に寄与している。 ・ 事業の実施後、新たに都市住民との交流活動が行われるとともに、新規就農者や認定農業者の増加が認められている。 （第三者の意見） ・ 事後評価結果は妥当と認められる。 ・ 農業生産条件の整備が図られ、地域の農業生産意欲が向上しており、事業評価による結果を今後の事業地区の創出に反映させられたい。 ・ 従来の土地改良事業の効果の検証に加えて、生態系や水質等の自然環境、生活環境等の効果についても可能な限り定量化に取り組んでほしい。 ・ 今後は地域住民が主体となって、生産につながる戦略計画や長期的な展望を見据えて活動することが望まれる。 ・ 本事業により整備された活性化施設、農村公園の利用状況について、定量的（施設利用率等）に把握する必要がある。また、CVM法等を活用し都市住民からの意見を評価するなどの検討が必要である。 ・ 今後、事後評価地区の選定等、評価の透明性を確保しつつ、評価手法の更なる改善に努められたい。			

評価結果

事業名	農林漁業用揮発油税財源身替 農道整備事業	対象地区数	10地区
〔評価結果〕 ・農道が整備させたことにより、農作物の輸送効率の向上が図られるなど、営農条件が大幅に改善された他に、地域の生活道路の利便性向上に貢献している。 具体的には ・輸送時間の短縮や車種転換による輸送コストの低減の効果が図られた。 ・農地と農業近代化施設等が結ばれ農業生産物や生産資材等の輸送の合理化が図られた。 ・ほ場整備の進捗及び関連する農業近代化施設等の整備により市場への流通の合理化が図られ効率的な農業経営が可能となった。 ・走行経費の節減や荷傷み防止の効果が図られている。 ・集落の生活環境が向上し、通勤通学の利便性・高齢化対策等、農村地域の定住化等に効果が発現している。 ・農作物の集荷場までの輸送時間が短縮され、畜産農家の規模拡大や新規就農者も見られる。 ・飼料作物の作付けの増加に伴い、ほ場への堆肥投入量が増加し、地域における資源循環に寄与している。 ・整備された施設は、管理主体により適切に管理されている。 ・地域住民が日常清掃、草刈り等を自主的に行っている。 ・一般交通の増加も見られることから、安全施設の増設等交通安全対策を一層図り、農業従事者の安全確保に留意する必要がある。 （第三者の意見） ・国の評価結果については妥当と判断する。 ・今後の事業実施にあたり田園環境整備マスタープランに基づいた整備を基本とし、引き続き地域住民の連携のもとに整備を行っていくことが重要と考える。 ・事業目的に応じた効果の発現が認められるが、事業実施後の営農形態及び社会情勢の変化から明らかとなった課題への対応に努められたい。 ・農道は、農業面だけでなく、生活にかかわる多くの効果を持っているが、特に中山間地域など条件不利地域では、地域全体の農業振興、定住環境整備へと結び付けていくことがより一層求められる。 ・従来の土地改良事業の効果の検証に加えて、生態系や水質等の自然環境、生活環境等の効果についても可能な限り定量化に取り組んでほしい。 ・アンケートの対象者として、実施主体からは課題、問題点を中心に、また、受益者については、事業の有効性、必要性に関する意見を調査する必要がある。 ・広く一般住民からの意見等についてもできれば評価に加えるべき。 ・農道整備と連携して農業近代化施設の設置やほ場整備を一体的に行い、農産物流通の合理化や農業経営の安定化に貢献しており、事業評価による結果を今後の事業地区の創出に反映させられたい。 ・農道が整備されたことにより、地域の農業振興に寄与していることは評価できる。 ・食料・農業・農村基本法等を踏まえ、事業の必要性について対外的に幅広く理解が得られるようなPRが必要である。			

評 価 結 果

事業名	農地防災事業	対象地区数	20地区
〔評価結果〕 ・事業完了後において被害は発生しておらず、ため池に係る災害の防止が図られた。 ・事業完了後、計画基準降雨以内の降雨に対して被害が発生していない。 ・整備された施設は、管理主体により適切に管理されている。 （第三者の意見） ・事後評価結果は妥当と認められる。 ・事業目的に応じた効果の発現が認められる。なお、整備された施設の適切な管理体制に配慮されたい。 ・改修によってため池施設の安全性及び機能が向上し、適切な管理が行われている。 ・農業生産が維持されており、事業評価による結果を今後の事業地区の創出に反映させられたい。 ・防災効果を発揮するとともに、営農の安定に寄与していることは評価できる。 ・地震や豪雨時の安全が確保されたこと、また、子供会やグラウンドワークによる活動が行われていることも大きな成果で評価できる。 ・今後、事後評価地区の選定等、評価の透明性を確保しつつ、評価手法の更なる改善に努められたい。 ・今後の事業実施にあたり田園環境整備マスタープランに基づいた整備を基本とし、引き続き地域住民の連携のもとに整備を行っていくことが重要と考える。 ・中山間地域などの条件不利地域や集落排水の整備が遅れた地域では、農林業振興、定住環境整備、国土の均衡ある発展を目指したこれらの施策が求められる。 ・食料・農業・農村基本法等を踏まえ、事業の必要性について対外的に幅広く理解が得られるようなPRが必要である。			

評 価 結 果

事業名	農地保全事業	対象地区数	8地区
〔評価結果〕 ・ 本事業による水路の整備により、事業実施前に発生していた被害が解消された。 ・ 想定した地すべりブロック（すべり面）において、現時点までに地すべりによる被害は発生しておらず、国土保全と民生の安定に寄与している。 ・ 本事業の実施により、農地の侵食被害は発生していない。 ・ 整備された施設は管理主体により適正に管理されている。 （第三者の意見） ・ 事後評価結果は妥当と認められる。 ・ 事業目的に応じた効果の発現が認められる。なお、地すべり防止施設の機能維持に努められたい。 ・ 災害防止と営農の安定に寄与していることは評価できる。 ・ 今後、事後評価地区の選定等、評価の透明性を確保しつつ、評価手法の更なる改善に努められたい。 ・ 環境との調和に配慮して整備を行っていくことが重要と考える。 ・ 食料・農業・農村基本法等を踏まえ、事業の必要性について対外的に幅広く理解が得られるようなPRが必要である。			

評 価 結 果

事業名	農村環境保全対策事業	対象地区数	5地区
〔評価結果〕 ・事業実施により、用水路の水質が浄化され、水質汚濁に起因した障害が除去された。 ・収穫された米に含まれるカドミウムの濃度が基準値を上回るものは確認されておらず、食用米としての販売が可能となった。 ・地盤沈下による用排水の通水阻害及び湛水被害が解消された。 ・事業完了後、計画基準降雨以内の降雨に対して被害が発生していない。 ・排水路及び沈砂池の整備により、土砂流出が抑制され、下流域の農地や集落環境及び海岸環境の保全が図られている。 ・整備された施設は、管理主体により適切に管理されている。 （第三者の意見） ・事業目的に応じた効果の発現が認められる。なお、地盤沈下などの事業の要因となった事項について継続的な観察に努め、必要があればその対策について検討されたい。 ・本事業の実施により、農地及び周辺環境の保全が図られていることは評価できる。 ・補助事業は、対象事業、対象地区も多いことから、効率的・効果的な評価手法の確立が望まれる。 ・中山間地域などの条件不利地域や集落排水の整備が遅れた地域では、農林業振興、定住環境整備、国土の均衡ある発展を目指したこれらの施策が求められる。 ・食料・農業・農村基本法等を踏まえ、事業の必要性について対外的に幅広く理解が得られるようなPRが必要である。			

評 価 結 果

事業名	海岸保全施設整備事業(農地)	対象地区数	3地区
〔評価結果〕 ・本事業による消波護岸や突堤の整備により、事業実施前に発生していた被害が解消された。 ・本事業の実施により、高潮による農地、家屋及び公共施設等への被害は発生しておらず国土の保全に資するものとなっている。 ・整備された施設は、管理主体により適切に管理されている。 (第三者の意見) ・事後評価結果は妥当と認められる。 ・農地と地域住民の防護が図られたことは評価できる。 ・農地を含めた国土保全に寄与していることは評価できる。 ・今後、事後評価地区の選定等、評価の透明性を確保しつつ、評価手法の更なる改善に努められたい。 ・食料・農業・農村基本法等を踏まえ、事業の必要性について対外的に幅広く理解が得られるようなPRが必要である。			

評 価 結 果

事業名	草地畜産基盤整備事業	対象地区数	7地区
〔評価結果〕 ・草地の造成整備、未利用地の畜産的活用で飼料自給率の向上が図られ、家畜の飼養頭数が増加するとともに、地域の担い手の育成が図られた。 ・家畜排せつ物の整備により堆肥の土地還元が適切に行われ、畜産経営に関する苦情等、環境問題が解消された。 ・事業により整備された草地及び施設は適正に管理されている。 （第三者の意見） ・事後評価結果は妥当と認められる。 ・今後、事業評価地区の選定等、評価の透明性を確保しつつ、評価手法の更なる改善に努められたい。 ・今後の事業実施にあたり田園環境整備マスタープランに基づいた整備を基本とし、引き続き地域住民の連携のもとに整備を行っていくことが重要と考える。 ・事業目的に応じた効果発現が認められる。なお、経年変化による草地機能の維持強化対策に十分配慮されたい。 ・今後は、耕畜連携、さらにはグリーンツーリズム等地域の農業振興へと結びつけていくことが求められる。 ・肉用牛・乳用牛の飼養頭数の拡大や飼料生産基盤の整備が図られ、経営基盤が強化されており、事業評価による結果を今後の事業地区の創出に反映させられたい。 ・家畜排せつ物の堆肥化が推進され、農村生活の環境問題の解消がされたことは評価できる。 ・畜産経営の合理化や国土保全に寄与していることは評価できる。 ・食料・農業・農村基本法を踏まえ、事業の必要性について対外的に幅広く理解が得られるようなPRが必要である。			

評価結果

事業名	畜産基盤再編総合整備事業	対象地区数	4地区
〔評価結果〕 ・草地造成改良整備により飼料生産基盤の拡大及び自給率向上が図られ、家畜飼養頭数の規模拡大が図られた。 ・家畜ふん尿処理施設の整備により、堆肥の土地還元が図られるとともに、畜産経営に起因した環境問題が改善されている。 ・未利用地、耕作放棄地の畜産的活用が図られている。 ・飼料基盤に立脚した畜産経営の安定が図られた。 （第三者の意見） ・事後評価結果は妥当と認められる。 ・今後、事業評価地区の選定等、評価の透明性を確保しつつ、評価手法の更なる改善に努められたい。 ・今後は、耕畜連携、さらにはグリーンツーリズム等地域の農業振興へと結びつけていくことが求められる。 ・畜産経営基盤の整備が図られ、肉用牛・乳用牛の飼養頭数・生乳生産量が増加しており、事業評価による結果を今後の事業地区の創出に反映させられたい。 ・家畜排せつ物の堆肥化により、農村の環境問題の解消や耕畜農家の連携が図られていることは評価できる。 ・飼料基盤に立脚した効率的な経営体の育成に寄与していることは評価できる。 ・食料・農業・農村基本法を踏まえ、事業の必要性について対外的に幅広く理解が得られるようなPRが必要である。			

評 価 結 果

事業名	畜産環境総合整備事業	対象地区数	8地区
〔評価結果〕 ・ 畜産経営による水質汚染の苦情が減少し、良好な農村環境の経営・維持が図られた。 ・ 良質の堆肥を生産し耕種農家への堆肥等の農地還元量が増加し、耕畜連携体制が整備されている。 ・ 事業により整備された施設は管理主体により適切に管理されている。 （第三者の意見） ・ 事後評価結果は妥当と認められる。 ・ 今後、事業評価地区の選定等、評価の透明性を確保しつつ、評価手法の更なる改善に努められたい。 ・ 牧場機能の強化により放牧頭数が増加傾向にあり、経営規模拡大を図った農家が出現。また、牧場ふれあい広場が市民に解放されており、子供達の情操教育の場等として利用の定着が図られていることが評価できる。 ・ 今後は、耕畜連携、さらにはグリーンツーリズム等地域の農業振興へと結びつけていくことが求められる。 ・ 数字等定量的なデータを用いた簡潔な評価、また、定性的な評価の場合は写真による事例やアンケートによる効果の検証等より具体的にかつ簡潔に示すこと。 ・ 従来土地改良事業の効果の検証に加えて、生態系や水質等の自然環境、生活環境等の効果についても可能な限り定量化に取り組んでほしい。 ・ 事後評価の目的を絞り込んで、事業評価のシステムを構築してほしい。 ・ アンケートの対象者として、実施主体からは課題、問題点を中心に、また、受益者については事業の有効性、必要性に関する意見を調査する必要がある。 ・ 広く一般住民からの意見等についてもできれば評価に加えるべき。 ・ 効果の及ぶ範囲を定量化してほしい。 ・ 事後評価結果書のさらなる分析、充実に望みたい。 ・ 畜産経営による環境問題の解消や減少とともに資源循環型農業が行われており、事業評価による結果を今後の事業地区の創出に反映させられたい。 ・ 畜舎周辺の環境整備を進めることにより、地域住民も好意的で調和のとれた農村環境の創造など評価できる。			

農業農村整備事業等の完了後の評価 第三者委員会委員名簿

局 名	氏 名	専門分野	所 属
農村振興局 生産局	井上 京 いのうえ たかし 北倉 公彦 きたくら ただひこ 熊谷 尚史 くまがい なおし 長澤 徹明 ながさわ てつあき 中嶋 博 なかじま ひろし 山上 重吉 やまがみ じゅうきち	農業土木 農業経済 経 済 農業土木 農 学 環 境	北海道大学大学院農学研究科助教授 北海学園大学経済学部教授 北海道経済連合会事務局次長 北海道大学大学院農学研究科教授 北海道大学北方圏フィールド科学センター教授 専修大学北海道短期大学環境システム科教授
東北農政局	石川 敬義 いしかわ たかよし 加藤 徹 かとう とおる 木村 伸男 きむら のぶお 佐藤 照男 さとう てるお 長谷川 明 はせがわ あきら	経 済 農業土木 農業経済 農村環境 環 境	(株) 荘銀総合研究所副理事長 宮城農業短期大学農業土木科教授 岩手大学農学部教授 秋田県立大学短期大学部教授 八戸工業大学工学部教授
関東農政局	浅井 喜代治 あさい きよじ 安藤 光義 あんどう みつよし 斉藤 秀生 さいとう しゅうせい 藤原 悌子 ふじわら ともこ	農業土木 農業経済 環 境 水 環 境	三重大学名誉教授 茨城大学農学部助教授 (財) 自然環境研究センター上席研究員 NPO法人 水のフォーラム理事長
北陸農政局	安藤 スミ子 あんどう ひろし 小川 弘 おがわ ひろし 小林 則幸 こばやし のりゆき 小林 雅裕 こばやし まさひろ 丸山 利輔 まるやま としすけ 三沢 眞一 みさわ しんいち	地域振興 経 済 地方行政 農業経済 農業土木 環 境	(財) ふくい女性財団相談役 富山国際大学地域学部非常勤講師 新潟県出雲崎町長 石川県農業短期大学教授 石川県農業短期大学学長 新潟大学大学院自然科学研究科助教授
東海農政局	有本 信昭 ありもと のぶあき 田中 雅史 たなか まさふみ 長江 正 ながえ ただし 野崎 悠子 のざき ゆうこ	農業経済 農業土木 報 道 環境デザイン	岐阜大学地域科学部教授 三重大学生物資源学部教授 東海テレビ放送(株) 編成業務部長 YUPLoT造形研究室主宰、愛知県立芸術大学名誉教授

局 名	氏 名	専門分野	所 属
近畿農政局	こすぎ ひろこ 小 杉 弘 子 たなか あきひこ 田 中 昭 彦 みつのおる 三 野 徹 みやざき たけし 宮 崎 猛	消 費 者 一般行政 農業土木 農業経済	奈良県消費生活研究会 元和歌山市弁護士会会長 京都大学教授 京都府立大学教授
中国四国農政局	さとう こういち 佐 藤 晃 一 さとう とよのぶ 佐 藤 豊 信 ふくさくら しげかず 福 桜 盛 一	農業土木 農業経済 農業土木	今治明德短期大学長 岡山大学農学部教授 島根大学名誉教授
九州農政局	あきよし やすひろ 秋 吉 康 弘 おかだ まこと 岡 田 允 かい さとし 甲 斐 諭	農業土木 経 済 農業経済	宮崎大学農学部地域農業システム学科教授 （財）九州経済調査協会常務理事 九州大学大学院農学研究院教授
沖縄総合事務局	ぎ ぼ せいいち 宜 保 清 一 こうき のりこ 幸 喜 徳 子 よしだ しげる 吉 田 茂	農業土木 社 会 学 農業経済	琉球大学農学部教授 沖縄石油ガス（株）代表取締役専務 琉球大学名誉教授

（敬称略 五十音順）

問 い 合 わ せ 先

(農林水産省)

事 業 名	事業主管課	担 当 者 名
(評価担当)		
【農村振興局所管事業】		
かんがい排水事業 畑地帯総合整備事業 地域用水環境整備事業	水利整備課	進藤、廣川 (内線4882、4884)
ほ場整備事業 土地改良総合整備事業	農地整備課	坂根、川島 (内線4922、4923)
畑地帯開発整備事業	農地整備課	多田、吉澤 (内線4915、4916)
農道整備事業 農林漁業用揮発油税財源身替 農道整備事業	農地整備課	清水、吉田 (内線4933、4934)
農業集落排水事業	農村整備課	土屋、藤田 (内線4958、4962)
農村総合整備事業 農村振興総合整備事業 農村地域再編整備事業	農村整備課	熊谷、今別府 (内線4955、4954)
中山間総合整備事業	農村整備課	尾関、阿部 (内線4948、4946)
農地防災事業	防 災 課	森、渡邊 (内線4978、4979)
農地保全事業	防 災 課	鈴木、藤村 (内線4984、4986)
農村環境保全対策事業	防 災 課	鈴木、鬼塚 (内線4984、4985)
海岸保全施設整備事業 (農地)	防 災 課	森、原口 (内線4978、4982)
【生産局所管事業】		
草地畜産基盤整備事業 畜産基盤再編総合整備事業 畜産環境総合整備事業	畜産振興課	伊藤、田上 (内線3931、3932)
(担当窓口) 農村振興局	土地改良企画課	長、村上、甲斐 (内線4725、4709、4711)

T E L : 0 3 - 3 5 0 2 - 8 1 1 1 (代表)

(地方農政局等)

農政局等名	担当窓口
東北農政局	農村計画部 土地改良管理課 022-221-6018 (直通)
関東農政局	農村計画部 土地改良管理課 048-740-0022 (直通)
北陸農政局	農村計画部 土地改良管理課 076-232-4532 (直通)
東海農政局	農村計画部 土地改良管理課 052-223-4621 (直通)
近畿農政局	農村計画部 土地改良管理課 075-414-9019 (直通)
中国四国農政局	農村計画部 土地改良管理課 086-224-9410 (直通)
九州農政局	農村計画部 土地改良管理課 096-353-7447 (直通)
沖縄総合事務局	農林水産部 土地改良課 098-866-0095 (直通)

(参 考) 評価地区一覧表

事業名	局名	都道府県名	事業主体名	地区名
かんがい排水事業	農村振興局	北海道	北海道	とりぬまうぶん 鳥沼宇文
	関東農政局	群馬県	群馬県	おおがのはいすい 大箇野排水
		千葉県	千葉県	にいぼりがわ 新堀川
		千葉県	千葉県	かわながわ 川名川
		静岡県	静岡県	はままつしせいなんぶ 浜松市西南部
	北陸農政局	新潟県	新潟県	しなのがわさがんにき 信濃川左岸二期
		富山県	富山県	ほんごうよこえ 本江横江
		石川県	石川県	まわたしがわ 馬渡川
		福井県	福井県	まながわ 真名川
	東海農政局	岐阜県	岐阜県	あすかがわ 飛鳥川
		三重県	三重県	ながしまほくぶ 長島北部
	近畿農政局	滋賀県	滋賀県	さんみょう 三 明
	沖縄総合事務局	沖縄県	沖縄県	せいぶれんどう 西部連動
ほ場整備事業	農村振興局	北海道	北海道	きたむらあおねがい 北村大願
	東北農政局	山形県	山形県	がっこうがわじょうりゅう 月光川上流
	関東農政局	栃木県	栃木県	くろかわさがん 黒川左岸
		群馬県	群馬県	つくもがわえんがん 九十九川沿岸
		埼玉県	埼玉県	ふくかわうがん 福川右岸
		千葉県	千葉県	うけかた 請方
		千葉県	千葉県	とうかつほくぶ 東葛北部
		千葉県	千葉県	こうざきとうぶ 神崎東部
		千葉県	千葉県	しんでん 新田
		山梨県	山梨県	すがぬま 菅沼
		長野県	長野県	とよしななんぶ 豊科南部
	北陸農政局	新潟県	新潟県	おくにちゅうぶ 小国中部
		富山県	富山県	だいもんとうぶ 大門東部
		石川県	石川県	めんてん 免田
		福井県	福井県	おおいだいに 大飯第二

事業名	局名	都道府県名	事業主体名	地区名
ほ場整備事業(続き)	東海農政局	岐阜県	岐阜県	なかごうしんでん 中郷新田
		三重県	三重県	むらまつ 村松
	近畿農政局	兵庫県	兵庫県	いなみ 稲美
	中国四国農政局	島根県	島根県	ひかわだいさん 斐川第三
	九州農政局	鹿児島県	鹿児島県	ひらかわ 平川
	沖縄総合事務局	沖縄県	沖縄県	はまさき 浜崎
土地改良総合整備事業	農村振興局	北海道	北海道	みどりだい 緑台
	関東農政局	長野県	長野県	なかのだいら 中野平
	北陸農政局	新潟県	新潟県	かめだごう 亀田郷
		富山県	土地改良区	でむら 出村
		石川県	石川県	かがちゅうぶだいに 加賀中部第2
		福井県	福井県	さかいふくしま 坂井福島
	東海農政局	愛知県	愛知県	うら 浦
	近畿農政局	京都府	綾部市	しんじょう 新庄
	中国四国農政局	山口県	山口県	だいどうかんたく 大道干拓
畑地帯総合整備事業	農村振興局	北海道	北海道	ふくやま 福山
	関東農政局	埼玉県	埼玉県	かみかわなんぶ 神川南部
		長野県	長野県	なかのせいぶ 中野西部
	近畿農政局	和歌山県	和歌山県	いなみ 印南
	中国四国農政局	愛媛県	愛媛県	すわざき 諏訪崎
	九州農政局	鹿児島県	鹿児島県	いわおかなんぶ 岩岡南部
畑地帯開発整備事業	農村振興局	北海道	北海道	なかびまん 中美蔓
	関東農政局	千葉県	千葉県	とうぶ 東部

事業名	局名	都道府県名	事業主体名	地区名
農道整備事業	農村振興局	北海道	北海道	みついし 三ツ石
	関東農政局	群馬県	群馬県	しま 四万
		静岡県	静岡県	たかね 高根
	北陸農政局	新潟県	新潟県	にしうみにき 西海2期
		富山県	富山県	おやべがわ 小矢部川
		石川県	門前町	そとうらほくぶ 外浦北部
		福井県	福井県	さかだにちゅうぶ 阪谷中部
	東海農政局	岐阜県	岐阜県	いびちゅうぶ 揖斐中部
		愛知県	愛知県	あかばね 赤羽根
	近畿農政局	大阪府	大阪府	こんごう 金剛
	九州農政局	鹿児島県	鹿児島県	さきもりばる 崎森原
	沖縄総合事務局	沖縄県	沖縄県	おおさと 大里
農業集落排水事業	農村振興局	北海道	清里町	きよさと 清里
	東北農政局	山形県	松山町	なんぶ 南部
	関東農政局	山梨県	豊富村	たかべ 高部
	北陸農政局	新潟県	清里村	たなだ 棚田
		富山県	富山市	かみじょうなんぶ 上条南部
		石川県	能登島町	みなみ 南
		福井県	福井市	あらき 荒木
	東海農政局	三重県	四日市市	すいざわのだ 水沢野田
	近畿農政局	滋賀県	西浅井町	しおづきた 塩津北
	中国四国農政局	徳島県	佐那河内村	にいだ 仁井田
	九州農政局	熊本県	鹿本町	かわきた 川北
		鹿児島県	宮之城町	みやのじょうとうぶ 宮之城東部

事業名	局名	都道府県名	事業主体名	地区名
農村総合整備事業	農村振興局	北海道	標茶町	標茶 ^{しべちゃ}
	北陸農政局	新潟県	吉川町	吉川 ^{よしかわ}
		富山県	朝日町	大家庄 ^{おおえのしょう}
		石川県	松任市	上小川 ^{かみおがわ}
		福井県	福井県	三方南部 ^{みかたなんぶ}
	東海農政局	三重県	多度町	多度 ^{たど}
	近畿農政局	滋賀県	彦根市	彦根南部 ^{ひこねなんぶ}
	中国四国農政局	山口県	豊田町	三豊 ^{さんぼう}
	九州農政局	熊本県	天水町	天水 ^{てんすい}
		鹿児島県	龍郷町	龍郷 ^{たつごう}
農村振興総合整備事業	北陸農政局	新潟県	土地改良区	亀田郷 ^{かめだごう}
	近畿農政局	滋賀県	滋賀県	西池 ^{にしいけ}
農村地域再編整備事業	北陸農政局	新潟県	新潟県	栄・荒谷 ^{さかえ あらや}
		石川県	石川県	今町 ^{いままち}
		福井県	福井県	六条和田 ^{ろくじょうわた}
地域用水環境整備事業	農村振興局	北海道	北海道	剣淵 ^{けんぶち}
	東北農政局	山形県	山形県	大久保 ^{おおくぼ}
	関東農政局	静岡県	静岡県	三島中部 ^{みしまちゅうぶ}
	北陸農政局	富山県	富山県	古洞 ^{ふるどう}
		石川県	石川県	松任中央3期 ^{まつとうちゅうおうさんき}
	東海農政局	愛知県	愛知県	大口 ^{おおぐち}
	近畿農政局	滋賀県	滋賀県	蔵王 ^{ざおう}
中山間総合整備事業	農村振興局	北海道	北海道	南月形 ^{みなみつきがた}
	東北農政局	山形県	山形県	アサヒ秋葉山 ^{あさひあきはやま}
	関東農政局	群馬県	群馬県	孀恋北部 ^{つまごいほくぶ}
		長野県	長野県	夜間瀬 ^{よませ}
	北陸農政局	新潟県	新潟県	佐和田 ^{さわだ}
		石川県	中島町	中島 ^{なかじま}

事業名	局名	都道府県名	事業主体名	地区名
中山間総合整備事業 (続き)	東海農政局	岐 阜 県	岐 阜 県	しょうかわちゅうぶ 莊川中部
	近畿農政局	滋 賀 県	滋 賀 県	まきのほくぶ マキノ北部
	中国四国農政局	高 知 県	十 和 村	とおかわ 十川
	九州農政局	熊 本 県	熊 本 県	ごりよう 御領
		鹿 児 島 県	鹿 児 島 県	ながた 永田
農林漁業用揮発油税 財源身替農道整備事業	関東農政局	群 馬 県	群 馬 県	つくもがわほくぶ 九十九川北部
		長 野 県	長 野 県	なかざわさんき 中沢3期
	北陸農政局	新 潟 県	新 潟 県	いまいずみ 今 泉
		富 山 県	小 矢 部 市	みずしまほくぶにき 水島北部2期
		石 川 県	石 川 県	かがほくぶだいさん 加賀北部第3
		福 井 県	福 井 県	はるえせいぶ 春江西部
	東海農政局	愛 知 県	愛 知 県	たかまつ 高松
	近畿農政局	奈 良 県	奈 良 県	いなぶち 稲渚
	中国四国農政局	山 口 県	山 口 県	おがわ 小川
	九州農政局	鹿 児 島 県	鹿 児 島 県	だんのほら 段ノ原
農地防災事業	農村振興局	北 海 道	北 海 道	はぼろみけべつだいにひがし 羽幌三毛別第2東
	東北農政局	山 形 県	山 形 県	しもやさわ 下谷沢
	関東農政局	群 馬 県	群 馬 県	ごせんごくぜきようすい 五千石堰用水
		千 葉 県	千 葉 県	おんずみ 小堤
		千 葉 県	千 葉 県	うりぼうや 瓜房谷
		神 奈 川 県	神 奈 川 県	こ や す 子易
		神 奈 川 県	神 奈 川 県	にしこいそひがし 西小磯東
		神 奈 川 県	神 奈 川 県	かねだぜき 金田堰
		長 野 県	長 野 県	はなすら 鼻顔
	北陸農政局	新 潟 県	新 潟 県	なかじま 中島
		富 山 県	富 山 県	げじょう 下条
		石 川 県	石 川 県	ささがわ 笹川
		福 井 県	福 井 県	みょうがだに 妙苺谷

事業名	局名	都道府県名	事業主体名	地区名
農地防災事業(続き)	東海農政局	愛知県	愛知県	かんど 神戸
	近畿農政局	京都府	京都府	とみさかいけ 富栄池
	中国四国農政局	広島県	広島県	いわがみ 岩神
		香川県	香川県	くすりいけ 薬池
	九州農政局	熊本県	熊本県	いまいずみ 今泉
		鹿児島県	鹿児島県	おくだり 尾下
	沖縄総合事務局	沖縄県	沖縄県	いなみね 稲嶺
農地保全事業	農村振興局	北海道	北海道	たつみ 巽
	関東農政局	山梨県	山梨県	くるまだ 車田
		長野県	長野県	いたば 板場
	北陸農政局	新潟県	新潟県	たるたがわ 樽田川
		富山県	富山県	ひらさわたかぎにき 平沢高木2期
		石川県	石川県	かたいわ 片岩
	近畿農政局	兵庫県	兵庫県	みたに 三谷
	九州農政局	鹿児島県	鹿児島県	うきべ 浮辺
農村環境保全対策事業	北陸農政局	新潟県	新潟県	なかのくちがわさがん 中ノ口川左岸
		富山県	富山県	くろべ 黒部
		福井県	福井県	さんがようすい 三ヶ用水
	東海農政局	三重県	三重県	げんろくわじゅう 源緑輪中
	九州農政局	鹿児島県	鹿児島県	さかみね 坂嶺
海岸保全施設整備事業(農地)	農村振興局	北海道	北海道	ぬまじり 沼尻
	九州農政局	熊本県	熊本県	やまのかみ 山の神
		鹿児島県	鹿児島県	しらはま 白浜

事業名	局名	都道府県名	事業主体名	地区名
草地畜産基盤整備事業	生産局	北海道	北海道	ねむろほくぶ 根室北部
	関東農政局	栃木県	酪農組合	わたらせ 渡良瀬
	北陸農政局	富山県	農林水産公社	とみさき 富崎
	東海農政局	愛知県	農業開発公社	ひがしみかわ 東三河
	中国四国農政局	岡山県	農地開発公社	かさおか 笠岡
		島根県	五箇村	うえの 上野
	九州農政局	鹿児島県	十島村	しいざき 椎崎
畜産基盤再編総合整備事業	生産局	北海道	農業開発公社	はまとんべつ 浜頓別
	東海農政局	岐阜県	畜産開発公社	ました 益田
	中国四国農政局	鳥取県	農業開発公社	さいはく 西伯
	九州農政局	鹿児島県	地域振興公社	かのや 鹿屋
畜産環境総合整備事業	生産局	北海道	農業開発公社	なかしべつちゅうぶ 中標津中部
	東北農政局	山形県	米沢市	あづまさんろく 吾妻山麓
	東海農政局	岐阜県	畜産開発公社	ちゅうのう 中濃
	近畿農政局	京都府	農業開発公社	なんたん 南丹
		兵庫県	農村整備公社	すえかね 末包
	中国四国農政局	岡山県	農地開発公社	つやま 津山
		広島県	農業開発公社	びんご 備後
		広島県	農業開発公社	みよし 三次